

事務連絡
令和6年10月2日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（6号）

令和6年9月26日に飛騨森林管理署発注の製品生産事業（製品生産事業（伐採・造林一貫作業ほか 阿多粕）飛騨4）箇所で労働災害が発生したため、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、伐倒作業中、被災者が伐採した伐倒木が傾斜し始めたところ、隣接する立木の枯れ枝（折れて幹から垂れ下がっていたと推測されるもの）に接触したことで、約15m上方から落下した枯れ枝が、被災者の首左側から右肩付近に当たり被災したものです。

原因としては、伐倒するに際し、周囲の枝条・枯損木・つる絡みなどの状況を確認し、作業に当たって危険のあるものを取り除いていなかったこと、事前に枯損木やつる絡みなどの状況を把握して、その伐採方法などを検討していなかったことなどが考えられます。

対策としては、伐倒前に上方、周囲について、つる絡みや枝絡みの有無、伐倒木周辺の枯損木や欠頂木の有無を確認するとともに、伐倒方向をよく吟味する必要があります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第八章 伐木作業等における危険の防止

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもって足りる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(造材作業における危険の防止)

第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(悪天候時の作業禁止)

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(下肢の切創防止用保護衣の着用)

第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

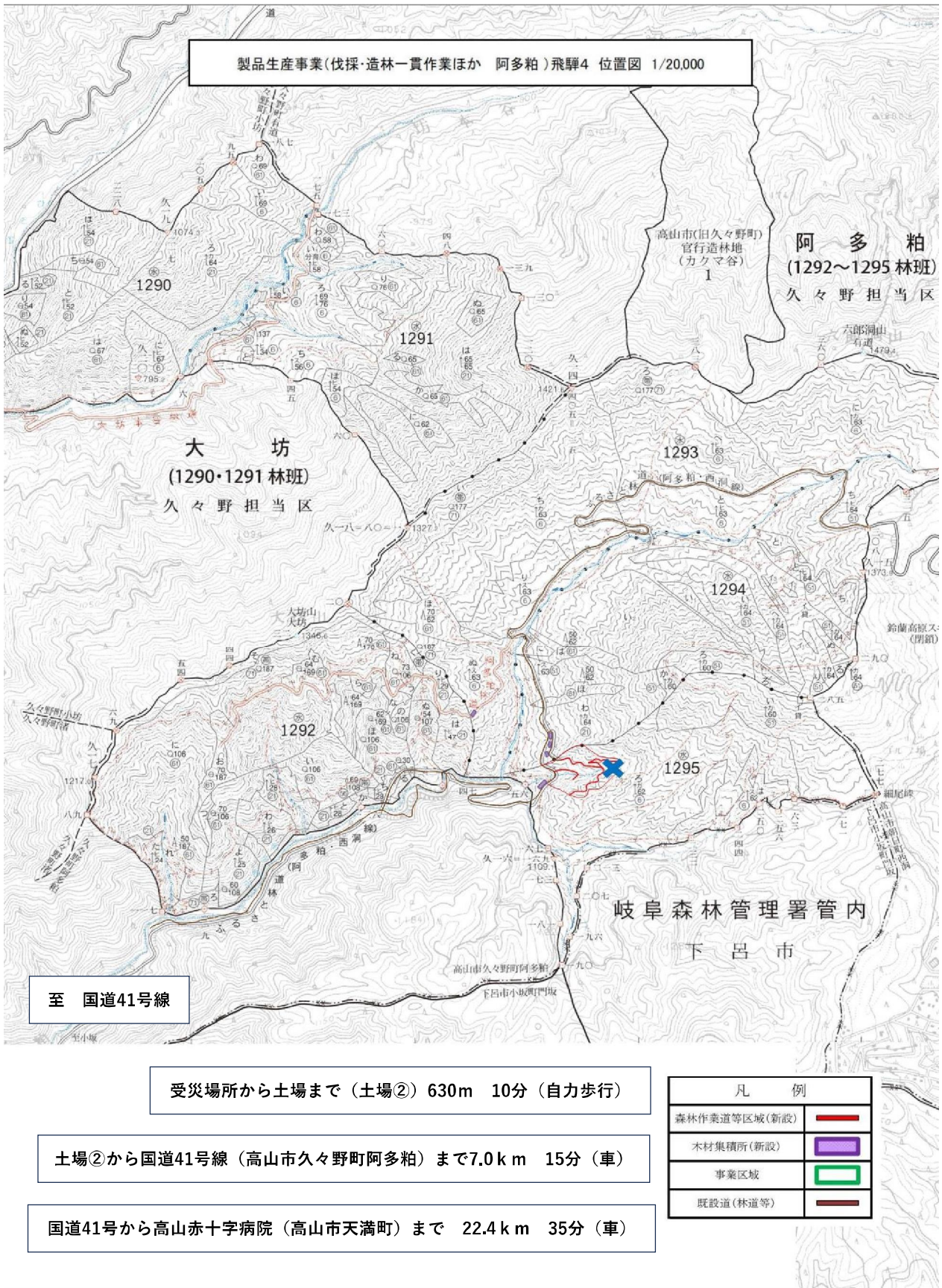
別紙 1

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	飛騨森林管理署
2 事業の種類	製品生産事業（事業名：製品生産事業（伐採・造林・貫作業ほか 阿多粕）飛騨4）
3 災害発生日時等	令和 6年 9月 26日（木） 9時00分頃 発生 怪我の程度： 右肩甲骨骨折、頸椎5・6・7番骨折、胸椎1番骨折、後頭部左下切創（3針） 休業見込み：1か月程度
4 災害発生場所	岐阜県高山市久々野町 阿多粕国有林 1295ろ林小班
5 契約相手方	有限会社 愛宝産業 代表取締役 愛知 隆治
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	被災者 年齢：55歳 性別：男 2の事業の経験年数：24年 雇用区分：常用 社会保険等加入状況： <input checked="" type="checkbox"/> 労災 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生 <input checked="" type="checkbox"/> 林退協
8 従事作業	伐倒作業
9 災害概況	当日、被災者は、同僚4名と作業前の安全ミーティング終了後、事業地に移動し、被災者を含む2名が伐倒集材、1名が造材・運搬、1名（現場代理人）が作業道開設作業、1名が地拵の作業を行っていた。 8：00頃 被災者は、同僚1名と伐倒作業を開始。 9：10頃 被災者は、カエデA（胸高直径8cm、樹高9m）を伐倒するため、受け口を切り終わり、追い口を切り込み、伐倒木が傾斜し始めたところ、隣接するミズメB（胸高直径26cm、樹高20m）に、折れて垂れ下がっていたと推測される枯れ枝（元直径6.5cm、長さ6m）が、伐倒木が傾斜した影響で隣接するミズメBから分断され約1.5m上方から落下し、被災者の首左側から右肩付近に当たり被災した。 9：30頃 被災者は、自力で土場まで下山し、現場代理人に被災した旨報告した。 9：50頃 現場代理人は、被災者を社用車に乗せ、高山赤十字病院に出発した。 10：40頃 高山赤十字病院に到着。 11：00頃 診察開始。 11：10頃 署へ災害発生を報告（次長受け）。 12：00頃 現場代理人より署へ、頭部CTは異常なし、また、引き続きレントゲン等の検査を行う旨連絡あり。 14：10頃 現場代理人より署へ、検査の結果、肩甲骨骨折の診断、また、16：30より頸椎の骨折疑いのため検査を行う予定との連絡。

	<p>14:30頃 現場代理人が来署し、現在確認している情報を説明。</p> <p>16:30 頸椎の精密検査開始。</p> <p>19:20頃 被災者の家族より現場代理人に、頸椎MRIの診断結果、頸椎5・6・7番骨折、胸椎1番骨折、また、経過観察のため、入院となる旨連絡。</p> <p>9月27日</p> <p>7:30～9:30 現場にて社内安全会議を実施。</p> <p>9:30～10:50 森林管理署（監督職員及び資源活用担当）が現地調査及び受注者（現場代理人及び作業員）への安全指導を実施。</p> <p>10:10 現場代理人は署へ、頸椎MRIの診断結果を報告。</p> <p>12:00頃 被災者は、高山日赤病院を退院。医師からは、通院加療の指示（10月3日脳外科、10月7日整形外科受診予定）。</p> <p>16:30 現場代理人が来署し、現在の診察内容、状況等を説明。</p>
10 その他特記すべき事項	<p>9月26日</p> <p>16:00頃 高山労働基準監督署に連絡（災害発生状況の説明及び現時点の診断内容の報告（頸椎骨折の可能性あり））</p> <p>9月27日</p> <p>7:30～9:30 現場にて社内安全会議を実施</p> <p>11:00～11:30 現地調査内容結果について、現場代人に確認</p> <p>15:30～16:00 被災現場を社員で確認後、再度安全会議実施（TBM）</p>

製品生産事業(伐採・造林一貫作業ほか 阿多粕)飛驒4 位置図 1/20,000



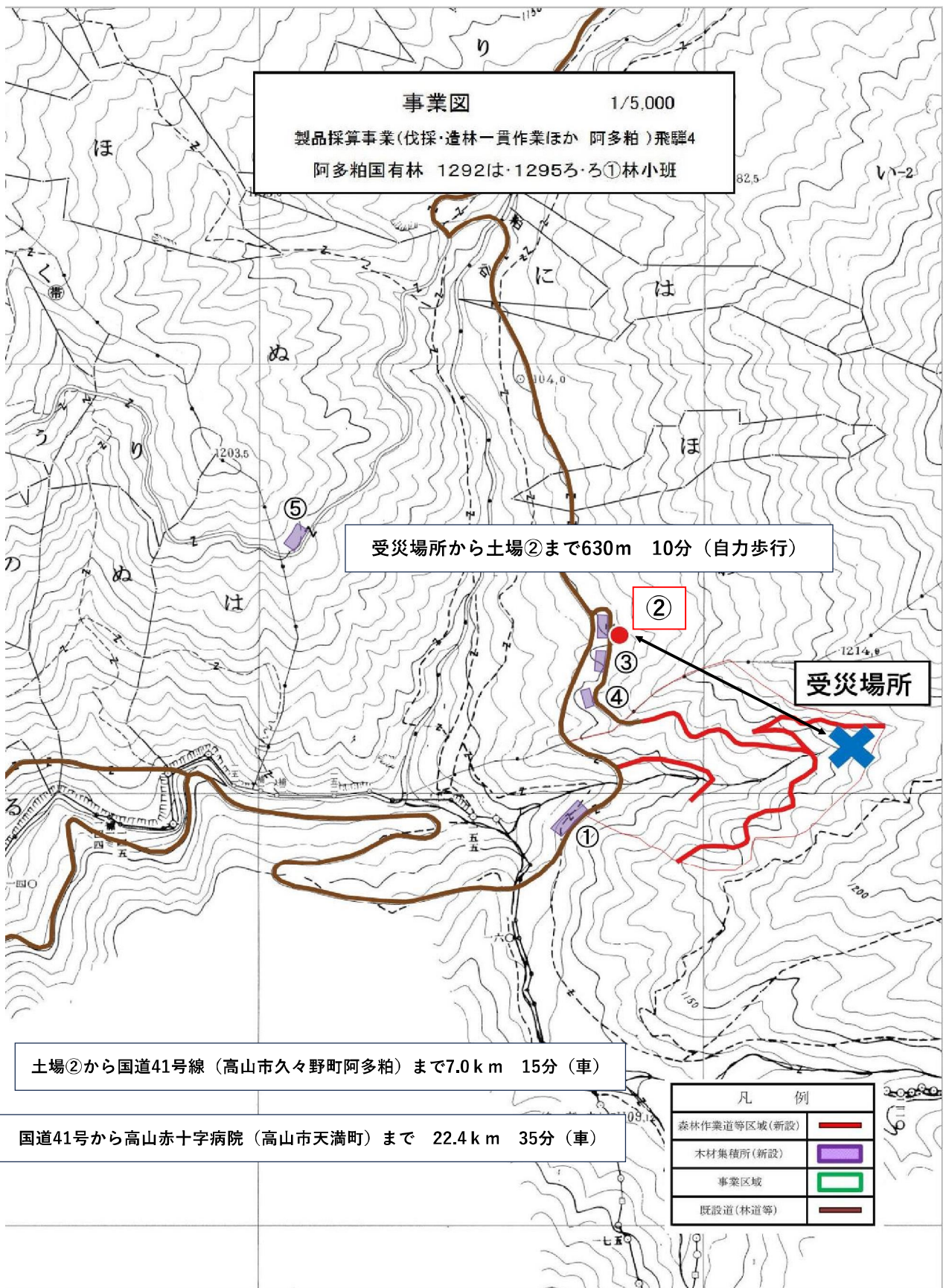
至 国道41号線

受災場所から土場まで (土場②) 630m 10分 (自力歩行)

土場②から国道41号線 (高山市久々野町阿多粕) まで7.0km 15分 (車)

国道41号から高山赤十字病院 (高山市天満町) まで 22.4km 35分 (車)

凡 例	
森林作業道等区域(新設)	
木材集積所(新設)	
事業区域	
既設道(林道等)	



事業図 1/5,000
 製品採算事業(伐採・造林一貫作業ほか 阿多粕)飛驒4
 阿多粕国有林 1292は・1295ろ・ろ①林小班

被災場所から土場②まで630m 10分(自力歩行)

被災場所

土場②から国道41号線(高山市久々野町阿多粕)まで7.0km 15分(車)

国道41号から高山赤十字病院(高山市天満町)まで 22.4km 35分(車)

凡 例	
森林作業道等区域(新設)	
木材集積所(新設)	
事業区域	
既設道(林道等)	

